

## 3. 協働の形態

## (1) 後援

## 後援とは

市民、市民活動団体等が実施する事業に対して、行政が名義使用の許可を行う協働の形態です。その事業を奨励し、学術、文化及びスポーツの振興等に資することを目的としています。

なお、直接、行政から経済的、人的、物質的支援を行うものではありません。

後援を受けることにより、その事業に対する社会的な信頼が増したり、活動の公共性をアピールすることができる等のメリットがあります。

## 許可申請書のダウンロード

・あま市公式ウェブサイト内より許可申請書のダウンロードができます。

## 「あま市の後援名義について」……①

(トップページ > 市政情報 > その他 > あま市後援名義について)

## 「あま市教育委員会の後援名義について」……②

(トップページ > 暮らしの情報 > 教育・人権 > 教育委員会 > あま市後援名義について)

## 後援申請における相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）

TEL 052-445-1900

※あま市への後援申請とあま市教育委員会への後援申請では、窓口が異なるためご相談ください。

## 後援申請における申請先

① あま市(企画政策課)

TEL 052-444-1712

② あま市教育委員会(生涯学習課・美和公民館)

TEL 052-442-2261

## 後援のステップ

### 申請

チラシ印刷の〇日前までに行うとよい・・・③

・あま市→企画政策課へ

・あま市教育委員会→生涯学習課・美和公民館へ

申請する・・・④

・添付書類として、次のものを併せて提出します。

- ① 事業内容の分かる開催要領や企画書
- ② 事業の収支予算書
- ③ 主催者の定款、会則又は規約等
- ④ 主催者の役員名簿
- ⑤ パンフレット、チラシ(例年実施している事業の場合)

### 審査

チラシ印刷2週間前・・・⑤

・提出した申請書類は、担当課で審査が実施されます。

・申請内容について不明な点があった場合、電話で確認される場合があります。

・後援の可否について、審査が終わるまで2週間程度要します。

### 許可

・修正等が無ければ、申請者へ郵送にて

「後援名義使用許可通知書」が届きます。

・・・⑥

### 事業実施

印刷・配布開始・・・⑦

・許可を受けた後、後援名義を使用。

(パンフレット、チラシ、HP等で使用可能。)・・・⑧

### 事業完了

### 実績報告

30日以内に提出・・・⑨

・事業又は事業実施期間の終了後、提出します。・・・⑩

① 「後援に関する事業実施報告書」

② 後援名義を使用したチラシ、パンフレット等